

平成19年9月28日

原爆症認定の在り方に関する検討会 御中

愛知原告 甲 斐 昭

## 意見陳述書

愛知県の原告の甲斐昭です。私は、甲状腺リンパ腫の切除手術のため、声が出にくくなっています。お聞き苦しい点があろうと思いますが、お許してください。

1 昭和20年8月6日、私は、海軍潜水学校電機練習生として、広島県の大野浦におりました。18歳でした。朝8時15分過ぎ、ものすごい光と爆発音が、広島から20キロも離れた大野浦でも感じる事が出来ました。

その後直ちに、上官から、広島が爆撃されたため救護に向かうよう命じられ、トラックで己斐駅まで、己斐駅からは市電沿いに歩いて、6日の午後には広島市中心部に入りました。それから8月7日の夕方までの2日間、私は、爆心地に近い広島市の中心部で、がれきなどの片付け、銀行の警備、そしてたくさんの死体の運搬などの救護業務を行いました。火事の地熱に耐え活動した広島市中心部では、誰も生きているものがいませんでした。たくさんの黒こげになった遺体、皮が垂れ下がったり、目が飛び出しているけが人。その情景は言葉に出来ません。今でも、思い出すと涙が出ます。

8月7日の晩に大野浦に戻り、8月8日から8月14日までの間、大野浦国民学校で潜水学校の同期生たちと一緒に、広島からトラックで運ばれてきた原爆の負傷者の救護を行ないました。火傷やけがのため動けなくなった方々の包帯の交換、傷口からわいてきたウジの掃除、下のものの処理などを行ないました。また、広島から大野浦の港に流れ着いた多くの死体を引き上げ、田圃で焼きました。100体や200体ではきかない大量の死体でした。

2 この頃から、私の体にも異変が生じました。

広島に入った6日の夜には下痢がはじまりました。広島に入ってから、のどの渇きをいやすため、死体が浮く汚れた川の水を飲むことはありましたが、食事は一切とっていません。水のようなものが出る下痢が1時間に2～3回も襲ってきます。夜遅くになってからは下痢の中に血が混じっていることに気がつきました。下痢は翌日からも続き、除隊してからも下痢が続きました。

大野浦に帰ってからは、歯茎からの出血、坊主頭になっている短い頭髮が抜け落ちてしまいました。

このような体調の変化は私だけに起こったわけではありません。国民学校ではトイレが設けられていましたから、下痢を催してトイレに行くたびに同期生と頻繁に顔を合わせます。そのうちに、みんなが下痢をしているということが分かってきました。救援活動に従事していた50名ほどの同期生のうち、私と同様広島に救援に赴いた25名も、広島に入ったことのないものにも下痢が発生していました。近隣地域から救護に来ていた一般人の方にも下痢が発生していました。私たち同期生は、集団で下痢に罹患している旨を上官に申告しました。上官は、自分も下痢になっているとこたえられました。

それから、体のだるさが起きました。もちろん、当時は、疲労のせいだと思っていましたし、命令がありましたから一生懸命働きました。しかしこの疲れは、除隊してからも続き、一生つきまとわれることになりました。

3 除隊して、郷里の福井に帰ってから、様々な病気にかかりました。

昭和24年からは頸部リンパ腫で13回にもわたる手術を受けました。だるさ、発熱、耳鳴りなどの体調不良も続きました。そのような中で、甲状腺の悪性リンパ腫にかかったのです。

私は、戦後60年以上、いつも体調不良に苦しめられてきました。そのため、せっかく仕事についても長く働くことが出来ないという悔しい思いを経験しました。また、このことが家族にかけた迷惑ははかりしれません。

私は、潜水学校時代、風邪一つ引いたことがなく、腰回りは100センチ、体重も100キロあり、柔道などをして体を鍛え上げ、厳しい訓練に耐え抜いてきた

体力がありました。その私が、昭和20年8月6日、7日の2日間の広島での救護活動を境に、まともに働くことも出来ないような体になってしまったのです。これが原爆の影響でなくて、なんだといえるでしょうか。

4 このように、私は、広島に原爆が投下されたときには広島市内にはいなかったいわゆる入市被爆者です。

厚生労働省の方々は、裁判などを通じて、入市被爆者はほとんど放射線に被曝していない、被曝していてもごくわずかな量なので体に大きな被害が発生するはずがないなどと言っておられます。しかし、私や私と同じような入市被爆者に生じた体の変調が嘘だというのでしょうか。

厚生労働省の方は、下痢は衛生状態が悪かったから、脱毛はストレスのせいだと述べておられます。このような発言ほど私たちの気持ちを踏みにじるはなしはありません。

除隊後帰郷した福井も空襲によって焼け野原となっていました。衛生状態は悪く、被災者は様々なストレスを抱えていました。しかし、福井では下痢や脱毛が広島や長崎のように発生したということはありませんでした。

5 私は、自分の病気が原爆のためであるということを何とかして認めてほしいと思いつけていました。

ところが、私が被爆をしたということを証言してくれる証人を2人そろえろといわれ、被爆者手帳さえもらえませんでした。厚生省には、海軍潜水学校の同級生を調べてほしいと何度も頼みましたが、厚生省は、海軍潜水学校などはないと取り合ってもくれませんでした。私が、2人の証人を得ることが出来たのは、偶然手にした新聞記事がきっかけでした。被爆者手帳をもらえたのは、被爆から実に50年もたったあとのことでした。

手帳をもらって、すぐに、原爆症認定を申請しましたが、5年も待たせた上で却下処分になりました。それで、私は、集団訴訟の最初の原告として、裁判を起こすことになりました。

そして本年1月、名古屋地方裁判所は私を原爆症と認める判決を下しました。しかし、国はこの判決に控訴し、私はまだ、国と戦い続けなければならない立場に

おかれています。

6 この度、安倍前首相が原爆症認定基準の見直しを指示され、厚生労働省で検討会が発足することになりました。

長年にわたり、被爆者と認められず、原爆症とも認められてこなかった私としては、検討会が発足する日を迎えたことは感無量であり、大きな期待をしております。

先生方には、今後検討を進められるにあたり、被爆者に現に起こったことをしっかりとご理解いただきたいと思います。私のように、原爆が落ちたときに広島にいなかった入市被爆者でも、被爆の影響で、大変な苦しみを受けてきたということを是非おわかり下さい。

国は、入市被爆者にそんな被害が起こるはずがないなどと言ってきましたが集団訴訟の6つの判決は、いずれも国の主張が間違っていると認めています。

国が今まで言ってきたよりも、ずっと大きな影響が、被爆者に起こっているのです。ですから、被爆の影響と考えられる病気になった被爆者がすぐに原爆症と認められるように、認定制度を改めていただきたいと願っております。

私は、原爆を通じて、本当に国は冷たい、という思いを何度もしてきました。どうか、被爆者が、国を恨んだまま死んでいくようなことをさせないでください。先生方が、原爆症認定制度を被爆者の実態にあったものに改めるようお力を尽くしていただけますようお願いいたします。

本日は貴重な機会をいただき、ありがとうございました。